

「政府電子調達システム」の利用促進について

令和 2 年 1 1 月 1 7 日
総務省情報流通行政局

政府電子調達情報システム

- 「政府電子調達情報システム」は、調達ポータル(電子調達窓口)、調達総合情報システム(入札参加資格)、電子調達システム(GEPS、入札・契約)、の3つのシステムにより構成される政府共通システム
 - 国の府省等が行う「物品・役務」に係る調達情報を提供し、また、調達に関する一連の手続きをインターネット経由で電子的に行うことが可能
- 利用機関：国の24の府省等（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省、会計検査院、最高裁判所）
 - 電子調達システムは、各府省等の電子入札システムを統一し、電子契約システムも導入して平成26年3月から運用開始。

【電子調達の流れ】



【電子入札・契約のメリット】

印紙税が不要 電子手続だと印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付が不要	移動・郵送費の削減 ・書類の発送が不要 ・遠方や同時に複数の調達案件に参加することが可能	印鑑が不要 電子証明があれば一連の手続きの担保をシステム側で行うため、印鑑手続が不要(法令で義務のある場合を除く)	24時間365日利用可 インターネット環境があれば、いつでもどこでも利用可能	書類保管費の削減 書類保管のためのバインダーや書棚が不要
---	---	---	--	--

電子調達システムの利用促進に向けた取組

- Ⅰ 総務省では、これまで内閣官房IT総合戦略室と連携し、電子調達システム（GEPS）の利用促進に向けて取り組んで来たところ、**電子入札の利用は一定程度進んでいるが、電子契約の利用はいまだ低調**（令和元年度 電子入札率約66%、電子契約率約1.5%）

< 主な理由 >

- 「電子入札」については12の府省等において平成26年の政府共通システム整備以前から利用
 - 「電子契約」についてはまだ利用が無い府省等が残っている（令和元年度末で19府省等）
 - 入札参加企業において社内規定等により電子契約を選択しないケースがある
- Ⅰ 令和2年度上半期における電子契約件数は対前年度で2倍程度で推移

課題	取組内容
<p>[府省側の課題]</p> <ul style="list-style-type: none">• システムの操作に習熟していない• 電子契約の利用が無い府省等が存在する	<ul style="list-style-type: none">• 全体研修に加えて、希望に応じて個別研修を実施• 電子契約の利用が無い府省等に対して、令和2年中の利用を要請• 利用状況を令和2年7月から公表
<p>[入札参加企業側の課題]</p> <ul style="list-style-type: none">• 周知が不十分• システムの操作に習熟していない	<ul style="list-style-type: none">• 講習会の開催場所の追加（従来の東京・大阪に札幌・福岡を追加）• 研修用の動画を公表(令和2年12月)• 電子契約を利用していない、落札件数が多い企業への個別の働きかけ
<p>[システムの使い勝手に係る課題]</p> <ul style="list-style-type: none">• 入札参加資格申請時の添付書類• 少額随意契約案件が未対応• 認証方法が限定的（入札参加企業において電子署名法に基づく電子証明書が必要）• 調達ポータルに地方公共団体の調達情報が掲載されていない	<ul style="list-style-type: none">• 添付書類（登記事項証明書、納税証明書）の省略（システム改修中）• 少額随意契約案件について、民間企業における調達で主流となっているカタログサイトを活用する手法の検討• 認証方法の多様化の検討（マイナンバーカード、立会人型電子契約等）• 地方公共団体に対して、調達ポータルへの調達情報の掲載を働きかけ

総務省会計課では、平成26年度から「**電子入札・電子契約を原則**」とし、入札参加企業に対して、印紙が不要になる等の電子契約のメリットを説明するとともに、平成28年度からは、**紙による入札・契約を希望する場合には理由書の提出を要請**。

その結果、総務省における電子契約率は高い水準となっている。

- ・令和元年度の電子入札率は66.6%、電子契約率は34.3%
- ・令和2年度上半期の電子入札率は68.9%、電子契約率は43.4%

【総務省における入札説明書の記載】

本件は、電子調達システムにより、入札及び契約を行う。ただし、やむを得ない理由により電子調達システムによりがたい場合には、理由書を提出し、承認を得た場合に限り、紙による応札、入開札及び契約手続によることができるものとする。

【電子契約ができない理由の例】

- ・社内規程により押印した書面による契約が定められている
- ・セキュリティポリシーにより電子申請ができない
- ・電子証明書の利用料負担（主に中小企業）
- ・電子契約を原則という方針が社内で徹底されていなかった 等

【理由書の様式】

(印紙様式第3号：理由書)
令和 年 月 日

支出局総務行為部官
総務省大臣官房会計課企画官 殿

住 所
社 名
代表者名
印

理由書

貴社は、下記の調達案件については、電子調達システムを利用せず、紙により手続を行うこととします。なお、理由は下記のとおりです。

記

1 調達案件
(1) 調達番号：
(2) 調達件名：
(3) 開札年月日：令和 年 月 日

2 応札手続
(1) 電子入札での応札が出来ない理由
(2) 現在の電子入札利用手続の課題状況
(3) 電子調達システム利用可能日迄
(4) 総務省における調達の入札年月日

3 契約手続
(1) 電子契約が出来ない理由
(2) 電子契約締結可能日迄

システム改修に係る今後のスケジュール

	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
添付書類の省略 ・ 登記事項証明書	システム改修	R3/4			
・ 納税証明書			システム改修		R6/1
少額随契の対応		調査検討	システム改修		
認証方法の多様化への対応 ・ マイナンバーカード (電子委任状の活用)	システム改修	R3/5			
・ その他の方法 (立会人型電子契約等)		調査検討		システム改修	
地方公共団体との連携 (調達情報提供の一元化)		調査検討	要望自治体との調整を経てシステム改修		

(参考) 電子調達システム利用抽出件数

令和元年4月1日～令和2年3月31日

府省等	電子入札案件数	電子応札件数	電子応札率	電子契約数
内閣官房	203	100	49.3	0
内閣法制局	5	4	80.0	0
人事院	0	0	0.0	0
内閣府	832	413	49.6	0
宮内庁	110	20	18.2	0
公正取引委員会	44	25	56.8	0
警察庁	501	292	58.3	0
個人情報保護委員会	0	0	0.0	0
カジノ管理委員会	0	0	0.0	0
金融庁	97	41	42.3	0
消費者庁	89	43	48.3	0
総務省	1039	688	66.2	236
法務省	3697	2,010	54.4	0
外務省	286	124	43.4	0
財務省	4397	2,315	52.6	59
文部科学省	211	128	60.7	0
厚生労働省	3054	1,467	48.0	0
農林水産省	1558	751	48.2	0
経済産業省	1188	977	82.2	3
国土交通省	11096	9,453	85.2	0
環境省	1757	1,147	65.3	20
防衛省	855	397	46.4	0
会計検査院	54	26	48.1	0
最高裁判所	365	341	93.4	1
合計	31,438	20,762	66.0%	319

電子入札案件数 : 入札案件数のうち電子入札が可能な件数 (紙入札と電子入札の混合も含む)

電子応札件数 : 開札された入札案件のうち、電子入札を行った民側利用者が少なくとも1社は存在する案件数。

電子応札率 : \div

(注) システムで諸条件に基づき抽出した件数であり、各府省庁での統計値とは異なる場合がある。